

禁煙治療に健康保険を適用するために必要な条件

(1) 前回の治療の初診日から1年以上経過していること

過去に健康保険等で禁煙治療を受けたことのある方の場合、前期の治療の初回診療日から1年以上経過しないうちは、自由診療（全額自費）となります。

(2) 以下チェック項目4点をすべて満たすこと

①直ちに禁煙を始めたいと思っている。

②ニコチン依存症診断テスト 合計5点以上

ニコチン依存症診断テスト TDS (Tobacco Dependence Screener)		はい (1点)	いいえ (0点)
Q1	自分が吸うつもりよりも、ずっと多くタバコを吸ってしまいましたか。		
Q2	禁煙や本数を減らそうと試みて、できなかったことがありますか。		
Q3	禁煙したり本数を減らそうとしたときに、タバコが欲しくて欲しくてたまらなくなることがありましたか。		
Q4	禁煙したり本数を減らそうとしたときに、次のどれかがありましたか。 イライラ・眠気・神経質・胃のむかつき・落ち着かない・脈が遅い・集中しにくい・手のふるえ・ゆううつ・食欲または体重増加・頭痛		
Q5	上の症状を消すために、またタバコを吸い始めることがありましたか。		
Q6	重い病気にかかったときに、タバコはよくないとわかっているのに吸うことがありましたか。		
Q7	タバコのために自分に健康問題が起きていると分かっているのに、吸うことがありましたか。		
Q8	タバコのために自分に精神的問題が起きていると分かっているのに、吸うことがありましたか。		
Q9	自分はタバコに依存していると感じることがありましたか。		
Q10	タバコが吸えないような仕事や付き合いを避けることが何度かありましたか。		
合計		点	

③禁煙指数（ブリンクマン指数）が200以上

35歳以上

1日の平均喫煙本数 × これまでの喫煙年数 = 200以上

35歳未満

※2016年4月より35歳未満には禁煙指数の要件がなくなりました。

④禁煙治療を受けることに文書で同意している。

※最終的なニコチン依存症の診断は医師が行います。健康保険等の適用が可能かどうかは医療機関で確認してください。

又、要件を全て満たさなくても、自由診療（全額自費）で禁煙治療を受けられます。治療に健康保険等を使えない医療機関もありますので、医療機関検索で保険適用が可能な期間を検索いただくか、事前に医療機関にお問い合わせください。